

# 会報 木の国わかやま

Land and House Investigator Wakayama

Vol. **81**  
2025.01.01



「章魚頭姿山（高津子山）頂上より片男波方面」



和歌山県土地家屋調査士会



# 土地家屋調査士倫理綱領

## 1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

## 2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

## 3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

# CONTENTS

## ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士会	会長 服部 正	1
和歌山地方法務局	局長 堤 秀昭	3
(公社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長 吉田 秀幸	5
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	会長 長岡 史郎	6

## 情報の広場

相続土地国庫帰属制度	7
和歌山地方法務局からのお知らせ	9

## 報 告

表彰	広報部	11
----	-----	----

## 部会だより

総務部	総務部長 小柳 拓也	12
財務部	財務部長 松本 光弘	13
業務部	業務部長 澤本 明治	14
広報部	広報部副部長 津田 真宏	15
研修部	研修部長 和田 武志	16
境界問題相談センターわかやま		
境界問題センターわかやま	センター長 島本 俊幸	18
寄附講義委員会	副委員長 仲谷 雅弘	19

## 支部だより

和歌山支部	支部長 山下 隆士	23
紀北支部	支部長 北脇 一男	24
有田支部	支部長 金丸 充	25
御坊支部	支部長 金崎 守哉	26
田辺支部	支部長 福本 和哉	27
新宮支部	支部長 西 博之	28

事務局だより	29
--------	----

新入会員紹介	30
--------	----



## 新年の御挨拶

和歌山県土地家屋調査士会

会長 服部 正

“あけましておめでとうございます”

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、会務運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ずは、私事で誠に恐縮ではございますが、令和元年の6月から会長として会務運営に携わらせて参りましたが、本年5月の定時総会を以って退任することになっています。この間、和歌山地方法務局長様をはじめ本局総務課や登記部門の方々には大変お世話になりました。又、専門士業団体連絡協議会や当会の役員の皆様、事務局職員の方々には大変ご苦勞をお掛け致しました。この紙面をお借りいたしましてお礼申し上げます。

さて、当会は日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会において社会事業部を担当させていただいております。この部

では14条地図作成事業や地籍調査、狭あい道路解消、相続土地国庫帰属制度、財産管理人制度など、以前から関わっている業務や新しい業務に関わる事案に取り組んでいます。又、一方では、「近畿災害対策まちづくり支援機構」の構成員となっていて、災害後の相談業務に参画しています。被災された方々お一人おひとりに寄り添う「災害ケースマネジメント」についても勉強しているところです。近年我が国においては地震や台風、豪雨災害等が頻繁に起こるようになってきました。そういう状況のなか、我々土地家屋調査士にも事前復興となる地図づくりや狭あい道路解消、相談業務等国民の為に役に立てることがたくさんあると思います。県や市、町との連携を十分密にして行かなければと考えています。関係機関や会員皆様方のご支援・ご協力をお願いしたいと思います。

それから、昨年10月22日より日本土地家屋調査士会連合会が運用を開始した「研修管理システム manaable」に登録はお

済でしょうか？そんなに難しい操作はありませんので是非、登録して利用していただきたいと思います。CPD ポイントの付与や管理が便利だそうです。わからないことがあれば事務局にお問い合わせください。よろしく願いいたします。

結びに当たり会員・事務局職員の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。6年間本当にありがとうございました。





# 新年の御挨拶

和歌山地方法務局

局長 堤 秀 昭

新年明けましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、新しい年を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

また、平素から、不動産の表示に関する登記を始めとする当局の業務運営に対しまして格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、1月1日に令和6年能登半島地震が発生し、北陸地方を中心に広い範囲で大きな被害をもたらしましたが、その傷跡が癒えない中、9月に能登半島豪雨が発生し、今なお多くの人々の生活に計り知れない影響を与えています。また、8月8日に発生した日向灘地震を受けて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、和歌山県においても災害対策本部が設置され、地震への備えが呼びかけられたほか、沿岸部自治体では避難所が設置されました。

幸いにも、同月15日をもって政府としての特別な注意の呼びかけは終了しましたが、このような大規模な自然災害は、毎年のように発生していることもあり、国民の災害に対する意識が大きく高まっています。不動産登記制度は、災害関連事業の実施において不可欠な基礎的情報を提供する一面もあることから、災害対策の観点において不動産登記制度に向けられる国民の期待も寄せられているところです。

このような中、法務局は、国民の社会経済活動等の基盤となる業務を担う行政機関として、社会経済情勢の大きな変化の中で生じた防災・減災や災害からの復旧・復興といった新たな行政需要にも的確に対応し、国民の期待に着実に応えていかなければなりません。特に、法務局の基幹業務である登記事務を円滑に運営するためには、会員の皆様の御協力が必要・不可欠です。引き続き、会員の皆様と法務局が連携して登記行政を推し進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、最近の当局の表示登記に関する各種の取組等について、誌面をお借りしてお伝えさせていただきます。

はじめに、地図整備の推進についてです。土地の情報基盤である登記所備付地図の整備については、いわゆる「骨太の方針」等に盛り込まれ、政府の重要施策の一つとして位置づけられるとともに法務局における最重要課題とされています。

本年度、当局においては、和歌山市手平三丁目ほかの地域における法務局地図作成事業を、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に受託していただき、円滑かつ確実に進めていただいております。御尽力いただいている関係各位に対しましては、改めて御礼申し上げます。また、現在実施している地図整備10か年計画は本年度が区切りとなり、今まさに来年度以降の次期計画を策定中です。法務局地

図作成事業は、困難度が増すとともに各方面からの期待が一層高まっていることから、より高い効果が望まれる地区での実施を予定しており、国民の信頼と期待に応えることができるよう適切に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き、会員の皆様の御理解と御協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてです。会員の皆様にも筆界調査委員として、また、申請人の代理人として御尽力いただいている筆界特定制度は、制度発足から19年が経過し、全国で毎年2,000件を超える申請がされるなど、広く国民に認知され、定着した制度となりました。また、当局においては和歌山県土地家屋調査士会の認証ADR「境界問題相談センターわかやま」とタイアップした無料相談会を毎月開催しており、これにより、筆界特定と認証ADRの両制度が国民に周知され、それぞれの制度の特性をいかした活用が促進されるよう期待しているところであります。会員の皆様には、引き続き、筆界特定制度の円滑な運用につきまして御理解、御協力を頂きますようお願いいたします。

三点目に、表題部所有者不明土地解消事業についてです。土地の表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記の解消については、地方公共団体の要望等を踏まえ、登記官が所有者等の探索を行う作業を実施しておりますが、その探索の過程において所有者等探索委員の方に専門的な知見を基に必要な調査を行っていただいております。現在、貴会から15名の方に所有者等探索委員として調査に御協力いただいております。表題部所有者不明土地解消事業は、法務局の重要な課題の一つに位置づけられており、災害対策のための公共事業の円滑化にも資するものであることから、

円滑かつ迅速に作業が実施できるよう、引き続き、御支援と御協力をお願いいたします。

ところで、昨年4月1日から相続登記の義務化が開始されましたが、相続登記は権利に関する登記だけに限らず、相続した未登記建物も対象となるほか、令和6年能登半島地震においては、未登記建物の存在が公費解体のあい路として顕在化したこともあり、今後、未登記建物の解消への社会的要請が強まることが想定されます。この要請に法務局が応えていくためには、不動産の表示に関する登記の専門家である会員の皆様の御協力が欠かせませんので、より一層の御支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、前述の「骨太の方針」では、法務局地図作成事業のほか昨年度に引き続き「地籍調査」、「空き家対策」及び「所有者不明土地等対策」の一体的・総合的な推進が明記された上、更に能登半島地震からの復旧・復興等における「建物の職権滅失登記の推進」も盛り込まれました。これらは不動産の表示に関する登記が社会を支える重要なインフラとして認識されていることの証左であり、法務局といたしましても、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家」である和歌山県土地家屋調査士会及び会員の皆様の御協力や当局とのより一層の連携・協力が不可欠であると考えておりますので、これまで以上の御協力をお願い申し上げます。

新しい年が和歌山県土地家屋調査士会及び会員の皆様にとって飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



## ごあいさつ

(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 吉田 秀幸

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

社員の皆様には日頃より協会の運営にご協力ご理解賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。役員一同協会の発展のために尽力してまいりますので社員の皆様の更なるご協力、ご理解の程よろしくお願いいたします。

今年令和7年4月より、公益法人に関する制度が変わります。財務規律の柔軟化など改良された内容ではありますが、外部理事、外部監事の設置が義務化されます。必要に応じ規則の変更など社員の皆様の協力をお願いすることになりますが、次の総会までに適正な人選を行うよう努めますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

昨年11月末に行われた近弁連シンポジウムに参加させていただきました。主な内容は災害時の人に対する援助のありかたでしたが、その中で大学や他士業との協力、普段の心構え等多くのことが学びになりました。又、

先の能登半島沖地震など災害時の公嘱協会の対応などが理事長会議でも話題に上がる中、そのための準備、普段の官公庁とのかかわりも含め外部への勉強会、視察等の必要性も感じており参加していきたいと考えています。

内部に目を向けますと、今後支所の役割がますます重要になっていくと考えています。各支所が官公庁への対応などの窓口になることが多いのは皆様ご承知のとおりですが、昨年特に、協会から官公庁へ対応する出来事が多く見受けられました。協会の統一的な見解、円滑な業務遂行を皆様のご協力のもと益々推進し、今後とも今までどおり官公庁との契約を維持、継続していくために連絡を密に取り、各支所の意見を吸い上げ、改善していきたいと考えています。

最後に、皆様方とご家族が健康で充実した1年を過ごせますように又、協会の運営にご理解ご協力賜りますようお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。宜しく願い致します。





## ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士政治連盟

会長 長岡 史郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には日頃より和歌山県土地家屋調査士政治連盟の活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年、和歌山県内の選挙区が削減されてから初めての衆議院選挙が行われ、会員の皆様の関心も非常に高いものであったと思います。また実務の方では相続登記の申請義務化に伴い、土地家屋調査士が担うべき社会的役割・責任は一層重要なものとなっております。こうした中で、和歌山県土地家屋調査士政治連盟は、「業界の声をいかにして政治の場に届けるか」ということを第一に考え日々、政治連盟活動を行っております。

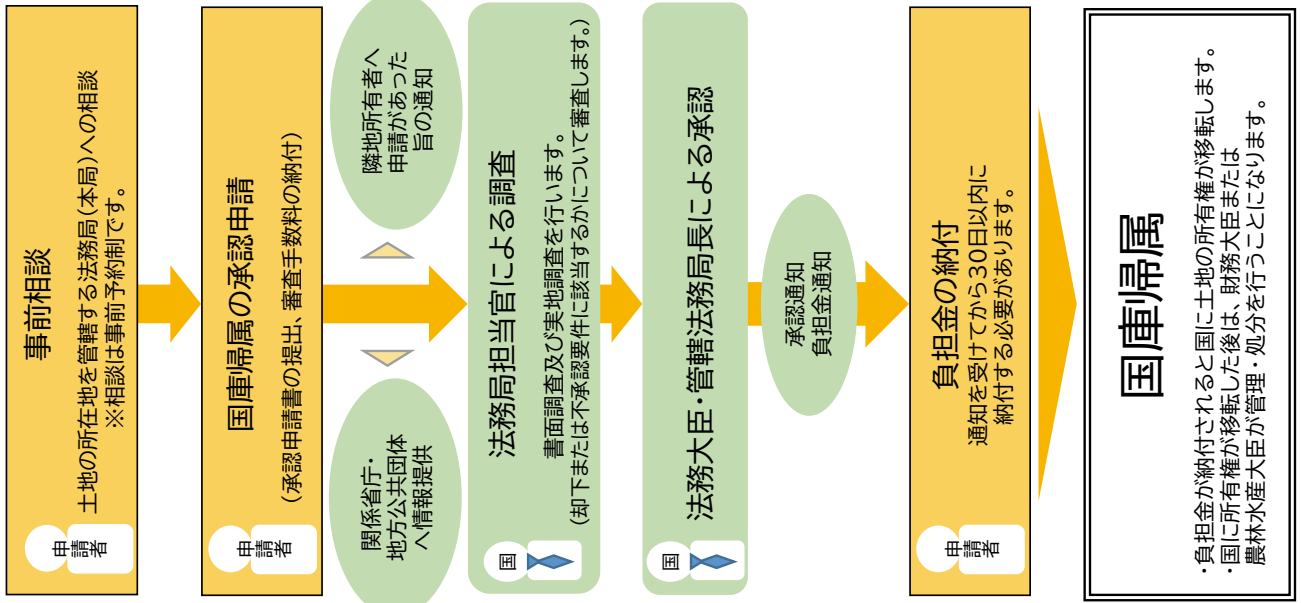
令和7年も引き続き、私たちの業界が直面する政治的課題に対して積極的に関与し、業界の発展の為に尽力していきます。社会環境が変わる中で、私たち土地家屋調査士の専門性が適切に評価され、業務が円滑に行われるためには、法整備の進展とともに、より強固な政治的基盤が必要です。そのために、政府や地方自治体に対する働きかけを強化し、業界の声を一層大きく発信してまいりますので

和歌山県土地家屋調査士政治連盟への変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様とご家族のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 相続土地国庫帰属制度の流れ



### 【お問い合わせ先】

国庫帰属の承認申請やご相談については、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局(本局)までお問い合わせください。

連絡先は、右側の二次元コードを読み取っていただき、「法務局所在地」で検索してください。



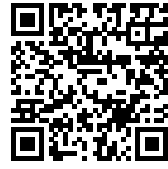
↑ 法務省ホームページ

### 【法務省からのお知らせ】

令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**されます！

相続(遺言も含む。)によって不動産を取得した相続人は、その不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。

また、相続登記の申請義務を簡易に履行できる相続人申告登記も利用できます。



↑ 詳細は、右側の二次元コードから

法務省ホームページ (PDFファイル)

令和5年2月

# 相続土地 国庫帰属制度

～相続した土地の管理にお困りの方へ～



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキョウネ」

法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

Q1

誰でも申請できるの？



不動産登記推進  
キャンペーン  
アドバイザー  
（トウキョウ系）

**A** 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、帰属の承認申請をすることができます。複数の人で所有している土地（共有地）の場合は、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む所有者（共有者）全員で申請する必要があります。

Q2

どんな土地でも引き取ってくれるの？

**A** 通常の管理又は処分を行うときに、**過分の費用や労力が必要となる土地は帰属の対象外**となります。

## <帰属ができない土地の要件>

- 建物がある土地
- 債務の担保になっている土地（抵当権など）
- 他人が使用する権利が付いている土地（賃借権、地上権、地役権など）
- 他人の使用が予定されている土地（通路、墓地、境内地、ため池など）
- 土壌が汚染されている土地
- 境界（所有権の範囲）が明らかではない土地
- 所有権や土地の範囲について争いがある土地
- 危険な崖がある土地（特別な管理が必要なもののみ）
- 管理の妨げになる工作物、車両、樹木などが地上にある土地
- 管理の妨げになる物が地下に埋まっている土地
- 土地を管理・処分するために、隣の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならぬ土地
- そのほか、通常の管理・処分をするために追加の費用や労力がかかる土地

Q3

手続に費用はかかるの？

**A** **審査手数料**のほか、承認を受けた場合は10年分の管理費用の額に相当する**負担金**を納付いただく必要があります。

Q4

負担金はいくら？

**A** **基本は20万円**です。土地の種目や土地が所在する地域に応じて、面積単位で負担金を算定する場合があります。詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

Q5

相続放棄との違いは？

**A** 相続放棄は、被相続人の財産に関するすべての権利義務を相続しないこととする制度です。これに対して、本制度では、**特定の土地の所有権のみ**を手放して国庫に帰属させることができます。

制度の詳細は  
法務省の  
ホームページを  
ご覧ください。



# 御存じですか？ 相続登記の義務化

令和**6年4月1日**  
から**スタート!**

不動産を取得したことを  
知った日から**3年以内**に  
相続登記をしなければなら  
ないことになったんだ。



施行日前に開始した  
相続についても適用  
されるので、早めの  
相続登記が肝心だよ!

不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## 相続登記はお済みですか？

- 今のうちから、相談した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています。
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください。
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください。

詳しくは  
下の二次元コードを  
チェックしてみてね!



🔍 法務省 相続登記 🔍 検索

相続に関する登記についてのご相談は下記まで  
**無料相談実施中!**

### 和歌山県司法書士会

相続登記の申請は、司法書士にご相談ください。

TEL.073-422-0568  
FAX.073-422-4269

### 和歌山県土地家屋調査士会

相続登記の義務化に向けて私たちもお手伝いします。

TEL.073-421-1311  
FAX.073-436-8101

### 司法書士総合相談センター

和歌山 田辺 橋本 土曜日は面談も可

TEL.073-422-4272  
受付時間/月～金 9:00～17:00  
土 13:00～16:00

# 愛する人のために!! 大切な遺言書を法務局が守ります。

法務局の  
自筆証書遺言書  
保管制度を  
利用しませんか？



遺言書の保管の申請には  
手数料3,900円が  
かかります。

お気軽に  
お問い合わせ  
ください。



手続には予約が必要です。詳しくは [法務省 遺言書](#) 検索

## 各種の相続手続で戸籍の束の代わりに提出が可能に! 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で、戸籍書類一式の提出の省略が可能となります\*。

\*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



詳しくは [法務省 法定相続](#) 検索



お電話でのお問い合わせはこちらまで

■和歌山地方法務局 本局 073-422-5131 (代表)

■和歌山地方法務局 橋本支局 0736-32-0206

■和歌山地方法務局 田辺支局 0739-22-0698

■和歌山地方法務局 御坊支局 0738-22-0335

■和歌山地方法務局 新宮支局 0735-22-2757

# 表彰

(令和6年度)

(敬称略)

## 会長表彰

宮本 祥史 (和歌山支部)  
宮崎 省志 (和歌山支部)  
寺地 聡彦 (和歌山支部)  
宮井 一好 (田辺支部)  
須川 大輔 (新宮支部)

## 和歌山地方法務局長表彰

阪田 英司 (紀北支部)  
原 裕章 (和歌山支部)  
勘代 康範 (田辺支部)

## 近プロ会長表彰

柏 吉久 (有田支部)  
五畷 幹夫 (田辺支部)

## 連合会長表彰

坂上 公明 (有田支部)  
植田 耕作 (有田支部)

## 連合会感謝状

片岡 聖佳 (和歌山支部)

## 管区局長表彰

木下 彰 (和歌山支部)

## 会長感謝状

玉置千珠子 (前事務局長)

# 法無料相談会、本会への 問い合わせ対応で感じること

総務部長 小柳拓也

令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されました。これまで我々土地家屋調査士が業務を行う上で、未相続物件を調査する際に大変苦勞する場面がありました。関係人が増え、その勞力と時間は相続が何代にもわたればわたるほど苦勞するものです。

14条地図作成事業、地籍調査事業等の実施において、現地調査を行う際に相当数の未相続物件があり、それらの相続調査にかなりの時間をかけていました。今般の法改正により所有権情報がより明確化され、調査業務において他の士業だけでなく、我々土地家屋調査士の業務にも大きく影響を与えるでしょう。

一般の方からの相談、問い合わせの中には、「相続登記をするにあたって未登記建物を登記したい」、「三人で相続することになったが、土地をどのように分ければよいか」「土地を測量したいが、隣の土地所有者に嫌がらせをされている」「相続した土地の税金はどうなるのか」等、我々土地家屋調査士業務に関連する悩みだけでなく、幅広い相談事をお持ちの方々が多くみられます。

令和6年11月25日に和歌山ビッグ愛にて開催されたよろず無料相談会においても、各専門士業ブースを何か所も周られる方が多数居られました。和歌山県専門士業団体連絡協議会の役割がとても大切だと感じています。

来年度、和歌山地方法務局本局が主体となって、月一回の無料相談会開催に向けて調整を行っています。和歌山県司法書士会と和歌山県土地家屋調査士会合同で相談員を派遣する準備を進めているところです。

今後さらに多くの専門士業団体によるワンストップ合同相談会や専門分野に関する研修会、報告会等が活発に行われるよう協力できればと考えています。

## 令和6年度の財務部の活動

財務部長 松本光弘

去る令和6年10月6日(日)から令和6年10月7日(月)にかけて近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会が兵庫会の主催にて開催されました。当会からの参加は服部会長・西端副会長・菊屋会員・杉本会員・原会員・境会員・長岡会員の7名の参加となりました。当日は微妙な天気でしたが無事終了し、菊屋会員・原会員がニアピン賞を獲得しております。

令和7年度の近畿ブロック協議会親睦事業は当会の主催においてソフトボール大会が開催される予定となっておりますので会員各位の参加をお待ちしております。





## 令和6年度の業務部の活動

業務部長 澤 本 明 治

平素より業務部の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

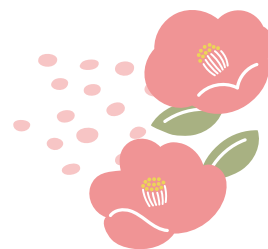
色々と不慣れな中で、業務部長としての任期も残り少なくなり、これまでの活動を振り返る良い機会となりました。

令和6年8月30日に奈良会で予定されていた近畿ブロック協議会業務部会は台風の影響で中止となりましたが、9月17日にオンライン形式で開催されました。この会議では、各会との情報交換や議論を通じて、多くの貴重な意見を伺うことができ、大変意義深い時間を過ごしました。

今後、令和7年1月28日に和歌山地方法務局の登記官を講師にお迎えして、令和3年4月に成立・公布された「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」についての研修会を予定しております。この研修を通じて、皆様に最新の法制度を理解して頂く機会となることを期待しています。

また、今年度の各委員会による研修会も順次開催して参りますので、多くの会員のご参加を心よりお願い申し上げます。

今後とも、本会の運営に関してご協力頂けますよう、宜しくお願いします。



## 土地家屋調査士の広報活動として、 ラッピングバス運行を開始しました

広報部副部長 津田 真宏

和歌山県土地家屋調査士会では、広報活動の一環として、地域で運行するバスに土地家屋調査士の活動をPRするラッピングを施し、地域住民の皆様にご調査士の役割を広く知っていただく取り組みを進めてきました。そして今年度、ついにラッピングバスの運行を開始しました。本プロジェクトは、兵庫県土地家屋調査士会が阪神バスで行っている成功事例を参考にしたもので、和歌山バスの後部を活用したデザインで運行されています。

デザインには「杭を残して悔いを残さず!」というキャッチフレーズを採用し、土地家屋調査士の業務を簡潔に、かつ印象的に伝えています。この言葉には、正確な調査で「確かな足跡」を残す一方で、紛争や問題を未然に防ぐという調査士の役割が込められています。

ラッピングのデザインは、和歌山市内で目を引く視覚的な魅力を持たせるため、会からの要望も反映され、専門性と親しみやすさを兼ね備えたものとなっています。準備には時間を要しましたが、4月下旬にはラッピングが完成し、すでに走行が開始されています。この一年間で和歌山市内を運行し、地域住民や観光客に土地家屋調査士の存在を広くアピールしていきます。

この取り組みは、和歌山県土地家屋調査士会として新たな広報活動の形を模索する中での一歩であり、地域社会とのつながりを深める重要な機会です。今後も公式 Instagram や会報などを通じてこのプロジェクトの進捗や効果について報告していきますので、ラッピングバスを見かけた際には、ぜひそのデザインやメッセージに注目していただければ幸いです。



## 研 修 部

研修部長 和田 武志

### 「役員研修」開催

令和6年12月6日、田辺市の和歌山県立情報交流センター Big・Uにて「令和6年度土地家屋調査士年次研修（第1期第4回）」を開催しました。

当会は昨年までの3回の開催で対象会員の68%の方々が受講を終えられています。ただこの数値は近畿ブロックの中では最低の受講率であり、本年は各支部の支部長様にもご協力いただき、30名の受講者による賑やかな研修となりました。



第1部:映像教材視聴の様子

当研修は前半は2本100分の映像教材視聴、後半は60分のグループ研修の2部構成となっています。

第1部の映像教材は「職務上請求書」と「懲戒制度と懲戒処分事例」に関する内容で、受講者の皆さんは静かに真剣な表情で視聴されていました。

第2部のグループ研修は予め決められた課題に対しグループ内でそれぞれ知識経験を元に発言するという形式で、各グループとも熱気あふれる活発な意見交換がなされました。

今回の研修で受講率は89%に達しました。最終年となる次年度は場所を調査士会館に移し全会員の受講を目指します。



第2部：グループ研修の様子

## 「新研修管理システム（manaable：マナブル）」について

令和6年10月22日、連合会において旧来の研修管理システム群（研修インフォメーション、eラーニングシステム及びCPD管理システム）に替わる新しい研修管理システム（manaable：マナブル）が運用開始となりました。

新システムは manaable（株）が運営する研修プラットフォームで、特に看護業界で多くの運用実績があるようです。

連合会によれば新しい管理システムは研修会の受講案内、申込、受講管理、課題提出等ができ、CPDポイントも自動的に付与できる画期的なものであるとのこと。

基本的にすべての会員が manaable に登録し、各自で研修会を検索、受講申込をすることを想定しているようです。

ただし、運用開始までの周知期間・試用期間があまりに短く、連合会担当者すら新システムへの理解が追いついていない現状では「無用の混乱を招く」との判断により、和歌山会では本格的利用を見合わせております。

次年度以降、連合会から「マニュアル配布」など環境が整い次第改めて皆様にお知らせさせていただく予定です。



## 境界問題相談センターわかやま

境界問題相談センターわかやま 島本俊幸

会員のみなさまにおかれましては、平素より境界問題相談センターわかやまの運営に対し格別のご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨年のセンターの運営についてご報告いたします。

令和5年4月28日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が一部改正され、認証事業者は法律上、特定和解が成立すれば、これに基づき強制執行できる事となり、令和6年4月1日から施行されました。これは国際水準に対応できるよう改正されたものであり、利用者は特定和解に基づいて強制執行できるとの前提で認証ADRセンターを利用できる事となります。

当センターとしては、特定和解を取り扱えるよう規則等の改正が必要であり、センター運営委員会において協議を重ねているところであります。

又、和歌山地方法務局と当センターが連携、協力の下、毎月開催しています「境界問題無料相談所」は相談件数も多くなり、相談内容としては地籍調査が実施されたことによる隣接者との筆界の問題、筆界未定地についての相談が見受けられます。今後、会員のみなさまには一般の方からの境界問題についての相談等がございましたら、境界問題相談センターを利用して頂くことも考えていただければとお願いするところであります。

本年も当センターへのご理解、ご支援をよろしくお願いたします。

この度の会報の表紙を飾る写真は、和歌山市和歌浦にある章魚頭姿山（タコズシヤマ）頂上より片男波方面を撮影したものです。

章魚頭姿山（別名：高津子山）は標高130mで和歌山市内が360°見渡せ、たいへん風光明媚であり、3月には桜が満開となります。ふもとより20分で登れ、日ごろ運動不足のからだにはとてもよい散歩コースです。

ぜひ、みなさん一度登ってみてはいかがでしょうか。

## 寄附講義委員会

寄附講義委員会 副委員長 仲谷雅弘

### 令和6年度、和歌山大学寄附特別講義についての報告

平素は、寄附講義委員会の活動にご理解をいただきありがとうございます。

令和6年度の和歌山大学寄附講義は関係各位の協力をいただき、例年どおり全15コマの講義を行いました。9月25日（水）には成績が特に優秀者であった下記3名の学生を表彰いたしました。

和歌山大学経済学部では数年前から文科省の指導によりカリキュラムが一部変更され、当委員会が担当する「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」は3年生、4年生のみが履修できる専門科目に分類され卒業への選択必修科目には含まれておりませんでした。本年3年生となった学生からは選択必修科目となりました。その結果、本年は50名の学生に受講いただきました。

経済学部経済学科

3年生 加藤 衣織（かとう いおり）さん

経済学部経済学科

3年生 中筋 智也（なかすじ ともや）さん

経済学部経済学科

3年生 高井 琴美（たかい ことみ）さん

寄附講義委員会では講師、補助委員として活躍いただける方をお待ちしております。どうぞよろしくおねがいします。

以下、期末レポートの論述式設問より、作成した学生の同意を得た上で優秀と思われるもの一部、紹介いたします。当委員会が担当する「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」は各講義内で講師が作成し、採点する「出席レポート課題」と、講義日程終了後、学生に問題を持ち帰らせ、期限を定めて提出させる「期末レポート課題」を各々50%の割合で点数化し成績評価を行っています。期末レポート課題については例年6月下旬に「期末レポート問題検討会議」にて各委員にアイデアを募り、講義内容に相応しい問題を作成しています。

本年の期末レポートは穴埋めによる知識問題のほか、狹隘（きょうあい）道路解消を目的とした海南市道路後退用地拡幅整備事業について問うています。

なお和歌山大学経済学部では数年前から個別学力試験において現代文、数学などの科目別の出題をやめ、読解や資料解析、文章論述力を重視した「総合問題」1科目のみの出題に改められましたが、その影響なのか非常に高い論述力を感じる答案も見受けられます。過去の和歌山大学入学試験問題は大学のHPでどなたでも閲覧できます。

## 設問（抜粋）

次の文章を読んで小問1～2に答えなさい。

狭隘（きょうあい）道路解消の支援制度は平成21年度当初予算においてを創設され、平成22年度より社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業として制度化された。これにより、地方公共団体がする狭あい道路の解消・拡幅のために必要な道路の測量、調査若しくは設計、分筆又は登記、用地の取得、築造、舗装などについて補助金を使用できるものとなり、問題解消への足がかりが出来た。狭隘道路…主に幅員4m未満で、建築基準法第42条第2項・第3項の指定を受けた道路（2項道路・3項道路）、未指定の通路など

和歌山県海南市においては平成22年から海南市道路後退用地拡幅整備事業を開始しており、主に建築基準法において道路後退（セットバック）が必要な部分について次の選択肢を提示している。

1. 寄付・・・道路後退部分を海南市に寄付する。（上記補助金で測量登記・舗装等整備可能）
2. 無償使用承諾・・・所有権は移転しないが、道路として海南市に無償で使用させることを承諾する。（上記補助金で測量・舗装等整備可能）
3. 自主管理・・・所有権移転もなく、後退部分の維持管理は土地所有者が行う。（上記補助金は使えない）

※「寄付」や「無償使用承諾」を選択した場合、測量、整備工事は海南市が行うため土地所有者が費用負担する必要は無い。

海南市はこの選択ができる旨の通知を建物新築する際取得が必要な建築確認済書に添付して市民に通知をしている。

小問1 この制度が開始されて以来、土地所有者の回答は「自主管理」が90%以上で「寄付」「無償使用承諾」を選択する所有者が非常に少ないという結果になっている。なぜ所有者は寄付等を選択しないかその主な原因を2つ考察しなさい。

小問2 所有者が「寄付」を選択したくなるようにするにはどのような方法をとればよいか考察し、解決法を2つ以上挙げて500字程度でまとめなさい。

以上

## 優秀答案

（理由）

（その1）

寄付や無償使用承諾を選択することのプラスの影響をあまり分かっておらず、それなら自主管理を選んで所有権を維持し、資産を自分のものとして保持したいと思うから。

（その2）

海南市との寄付や無償使用承諾の契約の手続きの手間や不安から、所有権移転を行わず、維持管理を自分で行うことのできる安心感を得たいと思うから。

（その3）

限界集落などの田舎で土地を寄付することとなった場合、を仮定するとそのような土地の問題解消に必要性を感じず、寄付や無償使用承諾を選択しても意味がないとする土地所有者がいるため。

(その4)

狭隘道路沿いに古い町並みが広がっているとして、その町並みを守りたいとするならば寄付や無償使用承諾などせずに保存していく方向が取られるため、古い町並みが好きな人が寄付するとは考えにくい。

(その5)

寄付などを選択しない理由として、寄付することで所有権が元の所有者から自治体に移ってしまうため、土地の範囲が狭くなってしまうことが挙げられる。



(「寄付」を選択したくなるような方法について)

(その1)

まず寄付を選択することのプラスの影響を知ってもらうための解決法として、実際に寄付をした人が「なぜ寄付を選択したのか」「寄付をしてから生活などに変化はあったか」など知ってもらえる機会を作ることを考えた。今はインターネットやSNSで情報収集をする時代なので、その機会を「口コミ」のように投稿することができるサイトを作れば、寄付することのメリットやデメリットを知ることができ、理解不足により選択肢が自主管理だけになることを防げるのではないかとと思う。

次に寄付における契約の手続きの手間や不安という原因に対して、契約の手続きを漫画やアニメにして分かりやすくするという解決法を考えた。今回の講義で土地家屋調査士のことが描かれた漫画をいただき漫画にするだけで難しいことも気軽に簡単に理解することができると感じたからである。資料で通知するのと一緒に契約の手続きが描かれた小さい漫画を届けたり、アニメーションで手続きのことがわかるQRコードをつけたりして、寄付に関わる契約の手続きの不安や取り掛かりにくさを軽減できるのではないかと考えた。また土地所有者は専門家ではないので、無料の相談やサポートをしてくれる人などがいたら手間や難しさなどと言った理由から自主管理を選ぶ人が減り、寄付を選択したくなるのではないかと考えた。(547文字)

(その2)

私は寄附を選択したくなるような解決方法として2点あげたい。

1点目は土地を広げることによって起こるメリットを明確化させて、それを土地所有者に正確に伝えることである。何もメリットがわからない状態で寄付を推進しようとしても、それは現実味がないのでメリットを知らせる必要がある。例えば「この土地を広げたら地震が起きた際に津波から逃げやすくなります。今の道路の状態だと最寄りの避難所のところまで逃げるのに10分程度かかります。それがこの道路を広げることで5分に短縮できます。そうなれば生存率が高くなります。」など道路を広げることで起きる具体的な効果を話すことで少しでも寄付したらいいなと思ってもらえる機会を増やす必要があると考える。2点目は非現実的だが、寄付や無償使用承諾を選択してくれた人



に対して少なくともよいのでギフト券や商品券をプレゼントすることである。やはり寄付や無償使用承諾をしてもらうためには対価が必要となると考える。以上の2点が私の考える寄付を選択したくなるような方法である。(440文字)

(その3)

道路の後退部分を所有者から自治体に寄付する割合を増やすためには、まず認知が必要であると考えた。寄付して良いと考える人も、最近できた制度のため、その制度を知らずに自主管理している可能性がある。そのため市役所に土地や不動産のことに関して来た際に制度の説明と寄付するメリット、例えば後退部分の管理を自治体が行うことや測量や整備費用を負担してくれたり、補助金が出たりする可能性があることも一緒に説明する。他にはチラシを投函することを行うことで認知度を広げていくことができると考えた。

またいちばん効果的な方法として考えたのは何年かに一度、例えば5年に一度、書類を送り定期的に自主管理を継続するかどうか、継続して自主管理をする場合においては書類を記入後、自治体に提出させることである。これはイギリス・フランスなどの臓器提供の時に使用されているオペショニング・アウトという制度を模した解決策である。臓器提供の意思を残して、初めて臓器提供が行われる日本と違い、イギリスやフランスのオペショニング・アウトは臓器提供へ反対意思を残さない限り臓器提供が行われる。実際に100万人あたりの臓器提供数を日本とイギリスで比較すると24倍イギリスの方が多い。このことから寄付を拒否し自主管理を希望する所有者が書類を記入する方法に変更することで寄付の割合も増加し、土地所有者が不明な場合でも「道路を自治体に寄付したとみなす」という形を取ることができ効率的であると考えた。(619文字)

以上です



## 和歌山支部

和歌山支部長 山下隆士

### 親睦会を終えて

本年度の支部事業として支部親睦会を開催させていただきました。日常から少し離れていただき親睦を深めれるように支部役員で検討させていただき、役員の方が以前からお付き合いのある和歌山市雑賀崎の双子島荘さんをお借りして開催させていただきました。

当日は送迎付きで日帰りで温泉と食事を楽しませていただきました。

到着して先に温泉に入浴させていただき、裸のお付き合いをさせていただきました。時期が冬に近づいていましたので辺りが暗くなっていましたが、もう少し早ければ日の入が見れるロケーションでした。その後宴会場に移り、懐石のコースをいただきました。役員の方がご配慮いただき、とても美味しい食事を提供いただきました。普段は総会の親睦会でなければ交流を深めれることが少ないですが、今回のように親睦会という形でさせていただくことで、日常の業務で分からないことや今後の流れ、政治やプライベートのことなどの話題で盛り上がり、終始賑やかで楽しい時間を過ごさせていただきました。

開催につきましてご協力いただきました役員並びに会員の皆様、そして関係者の皆様本当に有難うございました。



## 紀北支部

紀北支部長 北 脇 一 男

平成 30 年に岩出支部、橋本支部が合併して現在の紀北支部になり、まもなく 7 年が経とうとしております。

合併してすぐコロナの流行もあり支部員の集まる機会も減っていましたが、去年に引き続き今年も 11 月 28 日に紀の川市にて忘年会を開催しました。

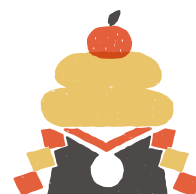
お集まりいただいた皆様ありがとうございました。

このような場でしか話せないようなこともあり、率直な意見交換ができたのではないかと考えております。

支部の目的である本会及び他支部との連絡を密にし、協力していくためには支部員間の結束が何よりも大切だと考えており、そのために忘年会等の親睦活動の重要性を痛感しました。

支部にできること、支部にしかできないことを考え、支部運営に生かしていければと思います。

支部員の皆様はじめ、本会、他支部の皆様におかれましても、今後ますますの紀北支部へのご協力をお願いします。



## 有 田 支 部

有田支部長 金 丸 充

### 支部について

有田支部は、規模が小さいため調査士同士の距離が近く、またベテランの調査士が多いため登録年数の浅い私にとってはとても相談しやすく、ベテランの経験豊富な知識や知恵を教えていただけて本当にいつもありがたく思っております。

調査士試験に合格し、登録しただけでは実務のことは何一つわからず、名前だけは知っているがどんな様式のものかどんな内容で書けばいいのかわからない書類や、どこで手に入れればいいのかかわからない書類だらけで仕事になりました。

そんな時にベテランの調査士の先生方に教えてもらいながら、今は何とか調査士の業務をこなしています。本当にありがたいです。

そんな有田支部ですが、私が登録するまで7～8年くらい登録される方がいらっしゃらなかったと伺いました。

その話を聞いたときは有田支部は新しい人が増えずこのままどんどん人数が減っていくのではないのかと不安に思っておりました。

ですが、私が支部長になったこの2年間で新規に2人の方が登録されました。別の団体でもなかなか新規のメンバーが集まらず苦慮していますが、有田支部のこの流れを大切にしながら有田支部がより良い形で発展していけるよう支部の一員として協力していきたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。



## 御坊支部

御坊支部長 金崎守哉

### 《日高郡美浜町制施行 70 周年記念でブルーインパルス》

町制施行 70 周年を迎えた日高郡美浜町で、12 月 1 日、記念イベント「WE LOVE MIHAMA シーサイドフェス」が開催され、町の内外から 6 万人が訪れました。

あいさつに立った藪内美和子町長は「きょうは、一日、上を向いて楽しく過ごしていただきたい」と来場者に呼びかけました。

フェスでは、陸上自衛隊・第三音楽隊の演奏や、航空自衛隊ブルーインパルスのパイロットによるサイン会などが行われ、観客が行列を作っていました。そして、午後 1 時 40 分からはブルーインパルスによる展示飛行が行われ、青空を背景に、煙樹ヶ浜上空を並んで飛行する姿に、観客らから、歓声や拍手がわきあがりました。



そして夜には 16 年ぶりとなる花火が打ち上げられ、記念イベントを締めくくりました。美浜町は 1954 年、旧松原・和田・三尾の 3 村が合併して発足し、2024 年 10 月 1 日に町制施行 70 年を迎えました。

## 田 辺 支 部

田辺支部 福本和哉

### 支部活動 2023-2024

新型コロナが落ち着いてきたため、久しぶりに支部忘年会を開催する事ができました。

なかなか集まれなかったので皆様のお顔を見れて更に親睦が深まったと思います。



令和6年4月20日(土) 支部研修会(報酬額について)を行いました。研修会は報酬額の考え方についてという事で、設問を作成し報酬額計算を行い皆様のご意見を頂きました。

自己の報酬額と他者の報酬額を比較し、報酬額について今一度、各会員が考える機会として大変有意義な研修会になりました。

ようやく支部の集合活動が行えるようになりました。

今年も色々な活動ができるように頑張っていきたいと思えます。

## 新 宮 支 部

新宮支部長 西 博之

4年に渡るコロナ禍もようやく収まってきまして、新宮の街でもインバウンド（訪日外国人）の人が多くなってきています。

私の事務所は御灯祭で有名な速玉大社の摂社であります神倉神社から新宮駅への通り道でありますので毎日、多数の外国人を見かけます。

「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野古道は熊野三山へ通じる参詣道であり、スペインの「サンティアゴ・デ・コンポステーラ巡礼路」と世界で二例しかありません。（和歌山県はスペインのガリシア州と姉妹道提携を結んでいます。）

そのせいか、熊野地方を訪づれる外国人の中でも重いリュックを背負い、所により路線バスを利用しながら徒歩で三山をお参りしています西欧人が多く見受けられます。

おそらく、私たちと同じように家族の健康、家庭の平和、ひいては世界の平和をお祈りしているのではないかと思います。



## 事務所移動

**西川 惇** (和歌山支部) 令和6年6月12日変更

〒649-6335 和歌山市西田井 160 番地7

電話 073-462-3669

FAX 073-462-3779

**鈴木 雅博** (田辺支部) 令和6年6月24日変更

〒649-2201 西牟婁郡白浜町堅田 2399-259

電話 0739-43-6111

FAX 0739-34-2763





## 新入会員紹介

### 和歌山支部



## 田 野 祐 輔

令和6年2月1日入会

(事務所)  
〒640-8142  
和歌山県和歌山市三番丁74番地  
オフィス中川1階  
電話 073-498-6161  
FAX 073-499-6082

令和6年2月に登録させて頂きました田野祐輔と申します。

実務経験がないまま登録しましたので、分からないことだらけですが、現場に行ったり、図面を書いたり、新鮮な気持ちで業務に取り組んでおります。業務内容は、責任が重く、判断に迷うことや難しいことも多いですが、とてもやりがいのある仕事だと感じております。

これから日々精進を重ね、頑張っていく所存ですので、何卒ご指導のほど宜しくお願い致します。

### 有田支部



## 和 田 英 希

令和6年4月1日入会

(事務所)  
〒643-0071  
和歌山県有田郡広川町大字広 293 番地 7  
電話 0737-64-1357  
FAX 0737-64-1357

皆さま、はじめまして。このたび令和6年4月1日付けで登録、開業いたしました和田英希と申します。

25年ほど住宅メーカーの現場監督をしていて、4年前から和歌山市内で工務店を営んでいます。

調査士としての経験の無い所からのスタートですが、住宅建築に関する測量や図面作成の経験をもとに、自社物件の建物表題登記を中心に自身のスキルや知識を高めていきたいと思っています。

まだ経験の浅い身ではありますが、皆さまのお力添えをいただきながら業務に取り組んでいく所存です。

何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 田辺支部



## 中 畑 孝 規

令和6年10月10日入会

(事務所)  
〒645-0001  
日高郡みなべ町東吉田199番地10  
電話 0739-84-3958  
FAX 0739-84-3957

この度入会させて頂きました中畑孝規と申します。

以前は設備管理会社の営業職をしておりましたが、スキルアップのために民法の参考書を読み始めたことをきっかけに、土地家屋調査士の仕事に興味を持ち、転職を決心しました。

西端土地家屋調査士事務所の補助者として勉強させて頂き、令和5年度に資格を取得、令和6年10月に登録させて頂きました。

未熟者ではございますが、諸先輩方を目標に日々努力していく所存ですので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



## 原稿大募集 !!

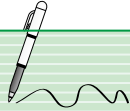
- ☆ 会員、読者からの投稿を募ります  
(会員以外も歓迎)
- ☆ 直接、業務、会務に関しない事でも歓迎します
- ☆ 最終的な採否は広報部にお任せ下さい
- ☆ 原稿は返却しませんので控えをおとり下さい
- ☆ メール、FAX、郵便、持参  
どんな方法でも結構です

広報部

当会ホームページもぜひご覧ください。

<http://chosashi-wakayama.jp/>





## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年も会報「木の国わかやま」をご覧いただき、誠にありがとうございます。

今年度は、広報活動の一環としてラッピングバスを導入し、土地家屋調査士のPRを行っています。「杭を残して悔いを残さず！」というキャッチフレーズとともに、地域社会に調査士の役割を伝える新たな試みです。このバスが地域の皆様の目に触れ、調査士業務の重要性を知っていただけるきっかけになることを願っています。

本号を通じて、土地家屋調査士の魅力が少しでも多くの方々に伝われば幸いです。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(広報部副部長：津田真宏)

### 会報 木の国わかやま 第81号

**発行日** 令和7年1月

**発行所** 和歌山県土地家屋調査士会

☎ 640-8144

和歌山市四番丁7番地

TEL (073)421-1311

FAX (073)436-8101

**発行者** 会長 服部 正

**印刷** 白光印刷株式会社

TEL (073) 446-8880

FAX (073) 446-8881

# 測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の  
偶然な事故による損害に対し、  
保険金をお支払いします。

例えば

1

測量中誤って  
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が  
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等  
に保管中に盗難にあった。



等

● 個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度): 31,300円

動産総合保険(個別加入): 83,820円

● 免責金額はありません。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。  
ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

約63%  
割安!

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量  
及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

## 土地家屋調査士の業務内容

**【土地関係】** 土地の調査・測量  
分筆の登記  
地積更正の登記  
合筆の登記  
表示の登記  
地目変更の登記  
地図訂正の申出等

.....

**【建物関係】** 建物の調査・測量  
新築（表示）の登記  
増築の登記  
取りこわし（滅失）の登記  
種類変更の登記  
分割、合併の登記  
区分建物、建物区分の登記等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住所 和歌山市四番丁7番地

電話 073-421-1311

F A X 073-436-8101

E-mail info@chosashi-wakayama.jp

U R L <http://chosashi-wakayama.jp/>